

鶴田町の給与・定員管理等について（平成27年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

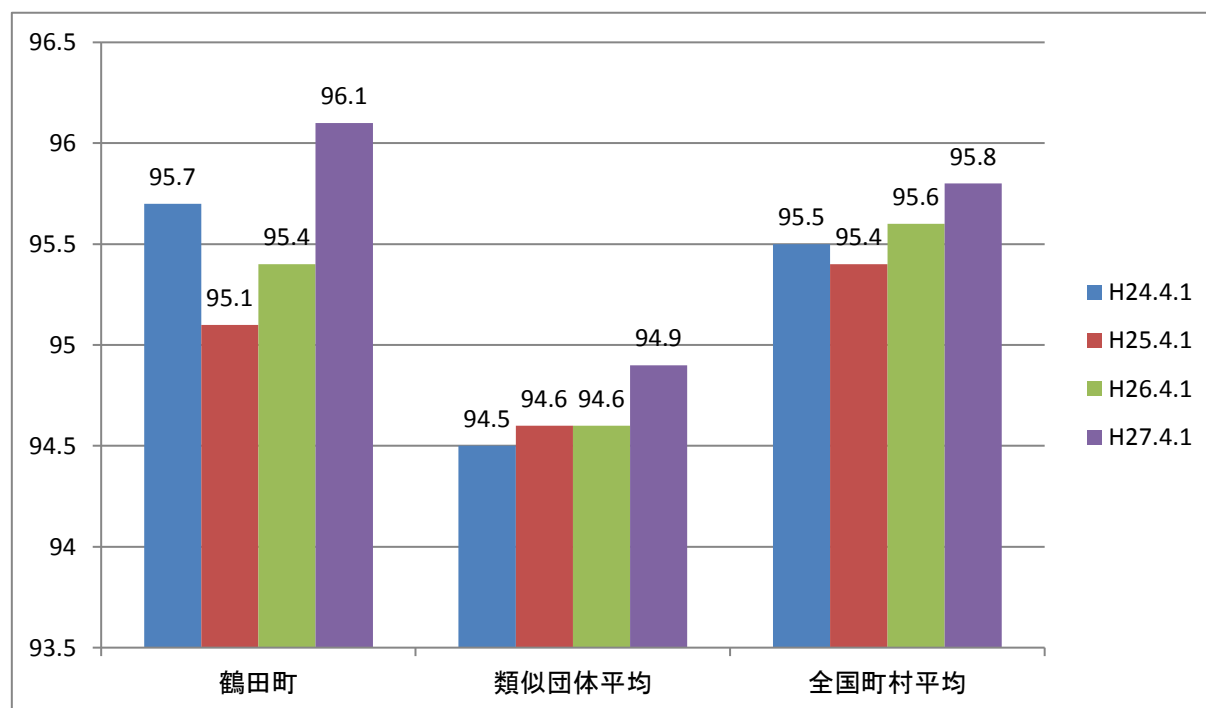
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	13,625人	6,672,313千円	235,405千円	972,727千円	14.6%	16.4%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
26年度	101人	393,134千円	29,879千円	135,069千円	558,082千円	5,526千円	5,551千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

（鶴田町は人事委員会を設置していないため省略します）

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。
 若年層については引き下げなし。高齢層については、最大4%引き下げ。4・5・6級に号俸を増設。
 激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
鶴田町	43.7歳	325,100円	348,400円	349,400円
青森県	43.6歳	330,300円	400,059円	362,150円
国	43.5歳	334,283円	—円	408,996円
類似団体	42.3歳	308,494円	358,219円	333,531円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)
鶴田町	48.9歳	16人	284,700円	308,400円	307,500円
うち用務員	49.1歳	13人	289,000円	316,400円	316,200円
青森県	48.8歳	373人	304,900円	341,627円	328,315円
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—円	328,318円
類似団体	50.0歳	7人	279,805円	303,004円	289,658円

区分	民間			参考			
	対応する民間の類似職種の種類	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
鶴田町	—	—	—	—	—	—	—
うち用務員	用務員	54.6歳	200,300円	1.6	5,004,500円	2,774,400円	1.8

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24~26年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、職務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③医療職(保健師等)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
鶴田町	39.1歳	298,425円	315,975円	315,975円
国	46.7歳	316,503円	—	346,447円
類似団体	42.8歳	300,344円	344,873円	312,707円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		鶴 田 町	青 森 県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	174,200円	174,200円
	高校卒	142,100円	142,100円	142,100円
技能労務職	高校卒	139,500円	139,500円	—
	中学卒	127,700円	127,700円	—
教 育 職	大学卒	174,200円	195,100円	—
	高校卒	142,100円	円	—
医 療 職	大学卒	203,400円	円	—
(保健師等)	短大3卒	191,300円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成27年4月1日現在）

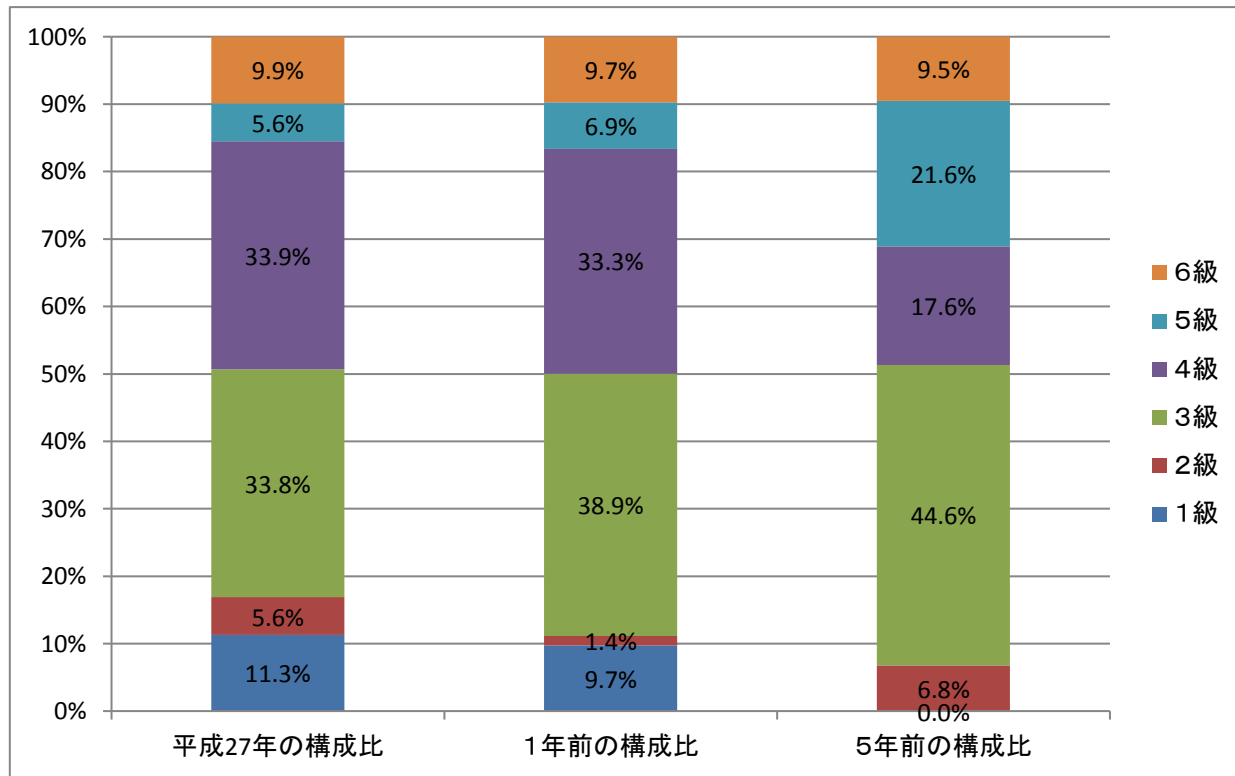
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,200円	346,400円	374,500円	397,700円
	高校卒	—	301,300円	351,900円	373,500円
技能労務職	高校卒	—	259,600円	281,700円	323,100円
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	7人	9.9%	315,800円	407,900円
5級	次長・総括班長	4人	5.6%	285,000円	390,700円
4級	班長・総括主幹	24人	33.9%	258,300円	381,900円
3級	主査・主任主査	24人	33.8%	223,900円	347,700円
2級	主事	4人	5.6%	187,700円	301,900円
1級	主事	8人	11.3%	137,600円	244,900円

- (注) 1 鶴田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、能力・実績に基づく昇給制度は実施されていないことから、「能力・実績に基づく人事評価制度」の構築を検討中です。昇給への反映についてもその中で検討していきます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鶴田町	青森県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,455千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,580千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.40) 月分 (0.70) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.40) 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算10~25%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度構築中のため、現在は一律支給、今後人事評価制度が導入された時点で反映させる方針です。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

鶴田町	国
計算式 基本額 + 調整額 基本額 退職日の基本給月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率 (支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.5563 月分 勤続25年 29.145 月分 34.583 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算) 調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~33,350)円×60ヵ月 自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 20,363千円 22,302千円	計算式 基本額 + 調整額 基本額 退職日の基本給月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率 (支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.455 月分 25.5563 月分 勤続25年 29.145 月分 34.583 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算) 調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~79,200)円×60ヵ月 自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

該当なし

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	全職員 0 千円	うち医師を除く 0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	全職員 0 円	うち医師を除く 0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	全職員 0.0 %	うち医師を除く 0.0 %		
手当の種類(手当数)	全職員 1	うち医師を除く 1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	伝染病防疫作業従事職員	伝染病防疫作業	0 千円	日額100円~150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	14,255 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	150 千円
支給実績 (25年度決算)	7,826 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	91 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員は除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)		
扶養手当	配偶者や子などを扶養する場合	同じ		13,234 千円	224,305 円		
	配偶者					13,000円	
	配偶者以外					1人(配偶者あり)	6,500円
						1人(配偶者なし)	11,000円
						2人目以降	6,500円
	16~22歳の加算	5,000円					
住居手当	借家、借間又は自宅に住む世帯主	同じ		2,953 千円	227,154 円		
	借家、借間の場合	最高27,000円	同じ				
通勤手当	交通機関や自家用車等通勤者	同じ		2,322 千円	40,737 円		
	交通機関					最高55,000円	
	自家用車等					最高24,500円	
管理職手当	12,500円~31,000円 (一般行政職)			2,806 千円	280,600 円		
単身赴任手当	異動等で配偶者と別居する者 23,000円+加算額 (45,000円限度)	同じ		0 千円	0 円		
宿日直手当	1回4,200円、5時間未満は1/2	同じ		893 千円	10,631 円		
休日勤務手当	休日等の勤務 時間単価×1.35	同じ		- 千円	- 円		
管理職員特別勤務手当	管理職員の休日等の勤務 管理職区分で4,000円~12,000円	同じ		0 千円	0 円		
夜間勤務手当	深夜の勤務 時間単価×0.25	同じ		0 千円	0 円		
寒冷地手当	11~3月全職員 7,360円~17,800円	4級地と同じ		6,650 千円	65,196 円		

(注) 休日勤務手当の決算額等については、(5)の時間外勤務手当に合算して表記した。

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	町 長	703,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長	576,000円	817,000 円	408,000 円
	教 育 長	506,000円	678,000 円	326,400 円
報酬	議 長	289,000円	— 円	— 円
	副 議 長	250,000円	326,000 円	199,000 円
	議 員	238,000円	269,000 円	171,000 円
期末手当	町 長	(26年度支給割合)	加算措置	年間支給額
		2.95 月分	20 %	2,488,620 円
		2.95 月分	20 %	2,039,040 円
	副町長	(26年度支給割合)	加算措置	年間支給額
		2.95 月分	20 %	1,791,240 円
		2.95 月分	20 %	1,023,060 円
教 育 長	(26年度支給割合)	加算措置	年間支給額	
	2.95 月分	20 %	885,000 円	
	2.95 月分	20 %	842,520 円	
退職手当	町 長	(算定方式)	1 期の手当額	(支給時期)
		703,000円×在職月数×45.5/100	15,353,520 円	任期毎
		576,000円×在職月数×26.5/100	7,326,720 円	任期毎
		506,000円×在職月数×22.5/100	5,464,800 円	任期毎
寒冷地手当		町長17,800円 副町長17,800円 教育長17,800円	(国の4級地基準)	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

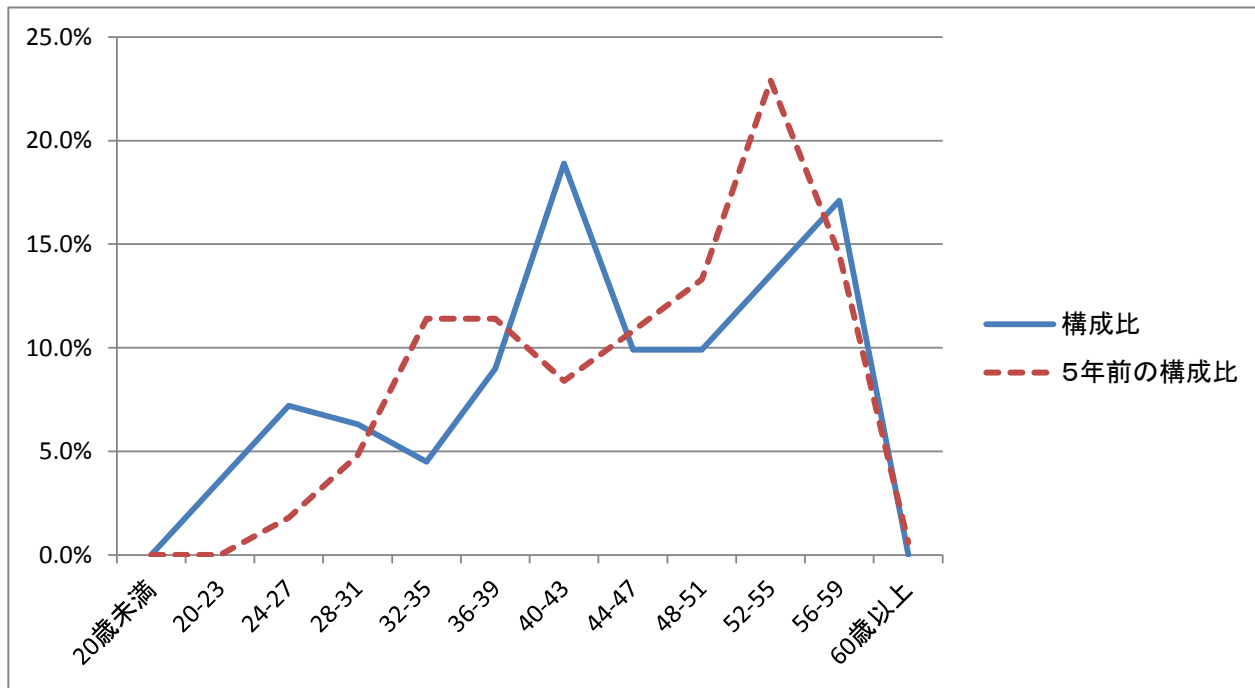
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
	一般行政	福祉関係	平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	福祉関係を除く 一般行政	福祉関係	55	53	△ 2	再任用職員の任期満了による減 普通会計から特別会計への異動及び退職不補による減
		小 計	26	22	△ 4	
	教育部門		81	75	△ 6	参考：人口1万人当たり職員数 57.9人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 92.81人)
	消防部門		21	20	△ 1	教育長の身分の変更による減
	小 計		102	95	△ 7	参考：人口1万人当たり職員数 69.72人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 111.09人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院		0	0	0	普通会計から特別会計への異動による増
	水 道		3	3	0	
	下 水 道		2	2	0	
	そ の 他		9	11	2	
	小 計		14	16	2	
合 計			116 [176]	111 [176]	△ 5 [0]	参考：人口1万人当たり職員数 81.47人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	4人	8人	7人	5人	10人	21人	11人	11人	15人	19人	0人	111人

(3) 職員数の推移

区分 部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数（率）	
							増減数	率
一般行政	78	77	81	79	81	75	△3	△3.8%
教育	20	20	20	19	21	20	0	0.0%
消防								
普通会計計	98	97	101	98	102	95	△3	△3.1%
公営企業会計計	68	66	14	14	14	16	△52	△76.5%
総合計	166	163	115	112	116	111	△55	△33.1%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	274,984千円	13,551千円	25,290千円	9.2 %	7.3 %

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村水道 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	3人	10,690千円	232千円	3,482千円	14,404千円	4,801千円	6,219千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鶴田町	39.0歳	326,233円	400,111円
水道事業市町村平均	44.9歳	348,021円	517,229円
事業者	— 歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。平成26年度決算額より算出。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鶴田町水道事業		水道事業（公営企業会計市町村平均）	
1人当たり平均支給額（26年度） 1,161 千円		1人当たり平均支給額（26年度） 1,484 千円	
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.70) 月分	期末手当 - 月分 (-) 月分	勤勉手当 - 月分 (-) 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

鶴田町水道事業	水道事業（公営企業会計市町村平均）
計算式 基本額 + 調整額 基本額 退職日の基本給月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率 （支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 （その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算） （退職時特別昇給） 制度なし 調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算（0～33,350）円×60カ月 自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円	計算式 基本額 + 調整額 基本額 退職日の基本給月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率 （支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 ー 月分 ー 月分 勤続25年 ー 月分 ー 月分 勤続35年 ー 月分 ー 月分 最高限度額 ー 月分 ー 月分 （その他の加算措置） 1人当たり平均支給額 千円 15,286 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

該当なし

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	47 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	24 千円
支給実績（25年度決算）	36 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	18 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶養手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		510 千円	510,000 円
住居手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		96 千円	96,000 円
単身赴任手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		215 千円	71,667 円

（注） 休日勤務手当の決算額等については、オの時間外勤務手当に合算して表記した。